

## 中国:特許法改正案について

中国特許庁より中国特許法改正案(3回目の改正)が発表されました。2006年8月8日から中国特許庁HPにおいて公開されており、現在パブリックコメントが求められています。主な改正点は、以下の通りです。なお、本改正案は最終決定されたものではありませんが、中国特許制度の方向性を反映したものとなっています。

### 1. 特許に関する権利の帰属

#### 1.1 発明創造の帰属

職務発明創造(service invention-creation)について規定した特許法第6条第1項が改正される予定です。改正案では、現行法と比べて「職務発明創造」の範囲が限定されています。また、非職務発明創造について規定した特許法第6条第2項の改正も予定されていますが、その発明創造が非職務発明創造に属するか否かは、関連する団体の判断にゆだねられます。また、「特許出願権」に関する長年問題となっていた議論を終結させるために、「特許を出願する権利(the right to apply for a patent)」が、初めて法律に明記される予定です。

#### 1.2 権利の譲渡

外国企業等への権利譲渡について規定した特許法第10条第2項が改正される予定です。改正案では、「特許を出願する権利」が譲渡可能な権利の1つとして初めて規定されています。

また、外国人への特許に関する権利の譲渡について、現行法では、「国务院の関係主管部門の認可を受けなければならない」と規定されているのに対し、改正案では「法律および行政規則に規定される関連する方式を経る」と規定されています。現在の法体系によれば、「関連する方式とは、主に、技術輸出入の管理に関する規則による認可または契約の登録および記録のための手続を意味します。審査基準のSection 6.7.2.2, Chapter I, Part Iでは、「外国人または外国企業への特許出願権または特許権の譲渡による方式的変更のための手続を行う者は、技術輸出に関するライセンスまたは自由技術輸出に関する契約の登録のための認証を与える」ことが条件とされています。

#### 1.3 中国で完成された発明は中国で最初に出願するという原則

改正案では、中国国内で完成された発明創造は最初に中国出願しなければならないという規定(特許法第20条)に違反して、中国国内で完成された発明創造について最初に外国に特許出願した場合は、同じ発明創造に関する中国出願は登録されないと規定されています。また、重要な国家機密が漏洩した場合には法的責任も課されま

す。外国企業は、職務発明創造、または中国においてその中国人従業員によって完成され、帰属の合意に至った発明創造について特許出願する際は、権利譲渡に関する特許法第10条の規定だけでなく、第20条の規定にも注意する必要があります。

## **2. 特許の登録および審査**

### **2. 1 改正案第22条第5項による「先行技術」の定義**

改正案では、「先行技術」の定義が拡張され、新規性は絶対新規性に改められています。

### **2. 2 意匠出願の特許要件**

意匠出願の特許要件について規定した特許法第23条が改正される予定です。改正案によれば、意匠出願に対して「創造性」が実質的に要求されることとなります。

### **2. 3 単一性**

意匠出願の単一性について規定した特許法第31条第2項が改正される予定です。改正案によれば、関連するデザインを1つの出願で出願できることとなります。

## **3. 強制実施許諾**

特許の強制実施許諾について規定した特許法第6章の規定が大幅に改正される予定です。

## **4. 行政機関の機能と権限**

改正案によれば、国家行政機関および地方行政機関は、侵害行為の即時中止を求めるだけでなく、侵害品の没収等も行うことができるようになる予定です。

## **5. 特許侵害訴訟／行政強制**

### **5. 1 実用新案および意匠に関する特許権の行使**

改正案によれば、実用新案および意匠に関する特許権者は、その特許権の侵害訴訟を提起する場合、その特許権の有効性を証明する予備的証拠を提出しなければならないこととなります。

### **5. 2 特許侵害の認定の原則**

改正案によれば、条文上、初めて特許侵害の認定の原則(文言侵害および均等侵害の原則ならびに意匠の同一および類似の原則)が定められることとなります。但し、改正案では、特許侵害認定の具体的な適用や間接侵害については規定されていません。

### 5.3 侵害に対する反論

#### (1) 禁反言の原則

改正案では、禁反言の原則に関する新たな条文が設けられています。従来、中国では、禁反言の対象となる補正や意見は、書面にてなされ、かつ特許の登録または維持に実質的に影響したものに限られると解釈されていました。しかし、改正案では、禁反言の対象となる補正や意見が、特許の登録または維持に実質的に影響したか否かについては言及されていません。

#### (2) 先行技術に基づく反論

改正案では、いわゆる権利行使制限の抗弁について、条文上初めて規定されています。(いわゆる権利行使制限の抗弁は、今まで訴訟では採用されていました。)

### 5.4 権利濫用に対する賠償

改正案では、特許権者自身が、自身の特許権の成立を否定する先行技術をよく知っていて、かつ故意に侵害訴訟提起等を行った場合、侵害を問われた第三者が賠償請求をすることができることが新たに規定されています。しかし、権利濫用の立証責任は、侵害を問われた第三者側にあります。

### 5.5 繰り返し侵害に対する行政処分

改正案では、同一特許を繰り返し侵害した者に対して料金を課すこと等が新たに規定されています。これにより、侵害を繰り返した者に対しては民事上の責任が問われるだけでなく、行政処分も課されることとなります。

### 5.6 特許権侵害による損害に対する法的補償

損害額の算定について規定した特許法第60条に新たな規定が加わる予定です。改正案によれば、ロイヤリティが明らかに妥当でない場合等には、裁判所が5,000元～1,000,000元の範囲で、特許の種類等を考慮して損害額を決定することができます。この上限は、今まで裁判所で認められた賠償額の上限より高額です。

### 5.7 証拠保全

改正案によれば、侵害者に対して法的手段を取ろうとする特許権者等の証拠保全に関する新たな条文が導入される予定です。

### 5.8 並行輸入、特許権の効力の及ばない範囲

改正案によれば、特許権の効力の及ばない範囲について規定した特許法第63条第

1項(1)において、消尽論を並行輸入に適用することが規定される予定です。

## 5.9 訴訟の時効

現行法では、特許侵害訴訟の時効について特許法第62条に規定されています。改正案によれば、訴訟を提起してもなお、侵害を問われている者が侵害行為を続けている場合は、特許権者等が侵害の停止を裁判所や行政機関に要求できることや、5年以上侵害行為を継続し、かつ侵害行為を知った特許権者等から権利行使を受けなかった場合、侵害者は実施料を支払うことにより、当該特許を実施し続けることができること等が新たに規定される予定です。